

横浜市水道局契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守、次の内容でお請けします。

名 バッテリー管理器修繕

約区分 確定契約 概算契約（概算数量契約）

約金額

	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	6	5	3	0

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

		万	千	百	十	円
	¥	1	5	0	0	

免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
宝電子 SA-12PW-M バッテリー管理器 修繕	一式	15,000	15,000
合 計			783,300

入場所（履行場所） 水道局鶴見水道事務所

入期限（履行期間） 契約締結後30日間

金 払 しない する

分 払 しない する（ 回以内）／部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)請負契約約款 委託契約約款
 修繕請負契約約款 賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

(注意)

押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず両方記載(同一の場合は「同上」可)し、両方の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。

「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。

「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

横浜市担当者名	
本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
確認方法	事前確認・電子メール・電話・その他 () 本人確認書類 ()
本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	
提出方法	紙 ・ 電子メール